

令和5年(2023年)11月20日

保護者等 様

北海道北見工業高等学校長  
小 山 彰 博

災害時の対応について (お願い)

晩秋の候 保護者等の皆様におかれましてはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から本校の教育活動に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、災害等により学校で行っている通常の教育活動が実施できないと判断した場合、次を基本として対応いたします。特に、これからの冬期間は暴風雪等による自然災害や交通障害の発生が高まることから御確認をお願いいたします。

記

### 1 臨時休校

(1) 次の場合は臨時休校といたします。

ア 午前5時30分の時点で北見市に「特別警報」が発令されており、早期(概ね午前6時30分まで)の解除が見込めない場合

イ 「特別警報」が発令されていなくても、気象状況等により生徒登校時の安全確保が難しいと判断される場合

ウ JR・バスがともに不通となっている場合

エ 通常の教育活動実施に大きな支障がある場合(学校が停電しており早期の回復が見込めない場合等)

(2) 臨時休校の連絡は、午前6時を目途に「HP掲載」と「あんしんメール送信」によって行います。

### 2 自宅待機

(1) 臨時休校となっていなくても、次の場合は自宅で待機してください。

ア 居住地の天候や道路状況等により、登校時の安全確保が難しいと家庭で判断した場合

イ 通学に使用している公共交通機関が運休となり、他の登校手段が無い場合

(2) 保護者から学校への連絡をお願いいたします。出席停止として扱います。

### 3 その他・確認事項

(1) 災害等により通常時間の下校に支障が生じると予想される場合は、下校時間を繰り上げることがあります。公共交通機関の運行状況によっては、一部の生徒だけを先に下校させることもあります。

(2) 臨時休校に伴い、実施できなかった分の補充授業を行います。どの様に補充するかについては決まり次第連絡をいたします(その後の授業で十分回復できると判断した場合、補充授業を行わない場合もあります。)

(3) 全国瞬時警報システム(Jアラート)が発令された場合は、安全を確保し、迅速かつ適切な行動をとってください。